

特別対策委員会の運営に関する規則

令和3年7月15日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の委員会設置に関する規則（以下「委員会設置規則」という。）第3条及び第27条の2の規定に基づいて、議事手続きその他会議の運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 委員会設置規則第23条に規定する特別対策委員会の招集については、次の各号に応じて、委員長が招集するものとする。

- (1) 委員会設置規則第20条に規定する緊急事態（以下「緊急事態」という。）のうち、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪取引所（以下「東京証券取引所等」という。）において、取引システムの障害、地震、台風、火災などの災害又は暴動、テロなどの破壊行為（以下「システム障害等」という。）が発生し、東京証券取引所等における売買取引（以下「取引所取引」という。）が停止され、かつ委員長が必要な措置を決定する必要があると認める場合。
- (2) 前号に規定する東京証券取引所等におけるシステム障害等以外の緊急事態が発生した場合において、委員長が必要な措置を決定する必要があると認める場合。

(措置の実施の決議等)

第3条 前条第1号の規定に基づいて招集される特別対策委員会においては、次の各号に定める場合について、委員会設置規則第24条第1項第1号に規定する設定、解約の申込の受付の中止措置（以下「受付中止措置」という。）の実施を決議するものとする。

- (1) 取引所取引の午前立会（前場）が開始される以前にシステム障害等が発生し、午前立会時間の終了（前引け）までに、東京証券取引所等から取引所取引の再開について発表が無いなど、当日中の取引所取引再開が確実に認められない場合
- (2) 前号以外の場合で、特別対策委員会が招集された時点において、東京証券取引所等から取引所取引の再開について発表が無いなど、当日中の取引所取引再開が確実に認められない場合

2 前条第2号の規定により招集される特別対策委員会においては、発生した緊急事態の内容及び発生後の状況に応じて、次の各号に定めるいずれかの措置の実施を決議することができるものとする。

- (1) 受付中止措置
- (2) その他特別対策委員会が適当と認めた措置

(招集連絡、会員通知等)

第4条 委員会設置規則第23条第2項に規定する連絡については、次の各号に応じて対応するものとする。

- (1) 東京証券取引所等におけるシステム障害等の発生を本会事務局が認知した場合には、速やかに、本会事務局より、委員の連絡先(会員において、委員との間で、迅速、かつ確実に連絡できる部署、担当者として、あらかじめ本会に届け出たもの(以下「特別対策連絡窓口」という。))に対して、システム障害等の内容のほか委員会開催の可能性など必要な情報を連絡するものとする。
- (2) 緊急事態の発生により、委員長が特別対策委員会を招集することとしたときは、速やかに、本会事務局より特別対策連絡窓口に対して、招集に関し必要な情報を連絡する。また、発生した緊急事態の内容その他必要な事項を、本会事務局より、会員の事務連絡窓口及び緊急連絡窓口へ通知するとともに、本会の会員専用ホームページにおいて、特別対策委員会の招集予定時間を告知するものとする。
- (3) 第1号に規定する特別対策連絡窓口については別紙様式第1号により届け出るものとし、その内容に変更がある場合には別紙様式第2号により、速やかに届け出るものとする。
- (4) 第2号に規定する事務連絡窓口とは、定款の施行に関する規則第4条に基づいて会員から届出があった事務連絡者のことをいい、緊急連絡窓口とは、正会員が別紙様式第3号により、あらかじめ本会に届け出たものをいう。なお、当該緊急連絡窓口として届け出た内容に変更がある場合には別紙様式第4号により、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム」による方法で、速やかに届け出なければならない。

(決議に関する通知)

第5条 委員会設置規則第24条第2項及び同規則第25条第2項に規定する特別対策委員会の決議に関する通知については、次の各号に規定する内容を、本会事務局より、事務連絡窓口及び緊急連絡窓口へ通知するとともに、本会の会員専用ホームページに掲載するものとする。

- (1) 第3条の規定に基づき措置の実施を決議した場合は、緊急事態の内容及び決議した措置の内容
- (2) 委員会設置規則第25条の規定に基づき措置の解除を決議した場合は、その決議の内容

(やむを得ぬ状況が生じた場合の連絡)

第6条 委員会設置規則第27条各項に規定する連絡については、第4条及び第5条の規定に準じて、通信手段等の復旧状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに本会事務局において対応するものとする。

附 則

この規則は、令和3年7月15日から実施する。

一般社団法人 投資信託協会 殿

(商号又は名称)

特別対策連絡窓口届

当社の特別対策連絡窓口を下記の者／部署としますので、貴協会の特別対策委員会の運営に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

フリガナ
(氏名／部署)

(所属・役職)

(電話番号)

(メールアドレス)

※特別対策連絡窓口は緊急事態発生時において、本会と特別対策委員との間で、迅速、かつ確実に連絡するための窓口です。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会 殿

(商号又は名称)

特別対策連絡窓口変更届

当社の特別対策連絡窓口に係る下記事項について変更がありましたので、貴協会の特別対策委員会の運営に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

1. 変更事項

(変更後)

(変更前)

フリガナ
(氏名／部署)

(所属・役職)

(電話番号)

(メールアドレス)

2. 変更年月日

※特別対策連絡窓口は緊急事態発生時において、本会与特別対策委員との間で、迅速、かつ確実に連絡するための窓口です。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会 殿

(商号又は名称)

緊急連絡窓口届

当社の緊急連絡窓口を下記の者としますので、貴協会の特別対策委員会の運営に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

	担当者	役職名	勤務先電話番号	勤務先メールアドレス	緊急連絡先 (自宅、携帯電話等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※届出いただいた連絡先は、従前金融庁からの依頼によりご提出いただいている「緊急連絡先」として金融庁にも連携します。

※規則第4条に基づく「緊急連絡窓口」と金融庁の依頼による「緊急連絡先」（コンプライアンス担当者等、2名程度）の担当者が異なる場合、両方をお届けください。

別紙様式第4号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会 殿

商号又は名称	
--------	--

緊急連絡窓口変更届

当社の緊急連絡窓口について変更がありましたので、貴協会の特別対策委員会の運営に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

(変更前)

	担当者	役職名	勤務先電話番号	勤務先メールアドレス	緊急連絡先 (自宅、携帯電話等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(変更後)

	担当者	役職名	勤務先電話番号	勤務先メールアドレス	緊急連絡先 (自宅、携帯電話等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

変更年月日	年 月 日
-------	-------

※届出いただいた連絡先は、従前金融庁からの依頼によりご提出いただいている「緊急連絡先」として金融庁にも連携します。

※規則第4条に基づく「緊急連絡窓口」と金融庁の依頼による「緊急連絡先」（コンプライアンス担当者等、2名程度）の担当者が異なる場合、両方をお届けください。